

碧南市サッカー協会 1種委員会規約

- 第1条 本会は、「碧南市サッカー協会 1種委員会」と称する。
- 第2条 本会は、碧南市サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 本会の事務局は、碧南市サッカー協会事務局に置く。
- 第4条 本会は、加盟チーム相互の連絡調整をはかり、「碧南サッカーの総合的発展」を期するとともに、相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- ・ 各種大会の主管および主催
 - ・ サッカー競技における研究および指導
 - ・ その他本委員会の目的達成に必要な事業
- 第6条 本会は、第4条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームで、碧南市サッカー協会に加盟したチームにより組織する。
- 第7条 本会には、委員長1名、副委員長1名、監事2名、運営委員数名以上の役員を置く。
- 第8条 委員長および副委員長は、運営委員より互選され、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第9条 委員長は、本委員会を代表し会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、委員長の職務を代行する。
- 第10条 監事は、本会の業務および財産に関し、次に規定する業務を行う。
- ・ 本会の財産状況を監査する
 - ・ 他の役員の業務執行状況を監査する
 - ・ 財産の状況または業務の執行について、法令もしくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、運営委員会を招集し報告する
- 第11条 運営委員は、本会発展のため、本会運営などに指導的役割を担う。

第13条 総会は、年1回開催する。委員長が招集し、次の事項を審議し採決する。

- ・ 役員の選出
- ・ 事業報告および決算
- ・ 事業計画および予算
- ・ 規約等の改廃
- ・ その他本会に必要な事項

第14条 運営委員会は、必要な都度、委員長が招集し開催する。

第15条 本会の経費は、次に規定するものとする。

- ・ 加盟金
- ・ 事業収入
- ・ 補助金
- ・ その他

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条 本規約の履行に際し、詳細内規が必要な場合には、別途細則を定める。

第18条 本規約は、2010年4月1日から実施する。

第19条 本規約は、2011年3月26日一部改定